

公益財団法人八幡育英会 奨学金給付選考規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人八幡育英会（以下「本法人」という。）がその公益事業として行う奨学金給付制度について定める。

(奨学生の資格)

第2条 本法人が奨学金を給付する者は、次の資格を有しなければならない。

- (1) 奨学金を受けようとする者又は当該者の主たる生計を維持している者が、千葉県香取郡東庄町に住所を有していること。
- (2) 優秀な学力と健全な性格を持ち心身ともに健やかであること。
- (3) 日本以外の国籍を有する者については、「留学」の在留資格をもって在留していること。

(奨学生選考の評価基準)

第3条 これまでの学業成績や学業に取り組む姿勢、今後の潜在的な能力について評価を行う。

- 2 コミュニケーション能力や、論理的に物事を整理し、表現する能力を持ち合わせているかについて評価を行う。
- 3 地域活動等を通じての社会的な活動や取り組みへの評価を行う。

(併願・併用)

第4条 本育英会は、他の貸与型及び給付型奨学金との併願・併用は可能である。ただし、「東庄町育英基金事業」と本育英会事業は目的が同じなため、「東庄町育英基金事業」との併用は認めない。

(奨学金の金額及び給付期間)

第5条 奨学金の給付額は、月額10万円、年額120万円とする。

- 2 奨学金の給付期間は、原則4年間とする。
- 3 奨学金は、原則として、返済を要しない。

(奨学生の募集及び応募手続き)

第6条 奨学生は、本法人のホームページ又は東庄町の「広報とうのしょう」を通じて募集する。

なお、東庄町奨学基金事業からの推薦を受けることも可能である。

2 奨学生の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を本法人へ提出するものとする。

- (1) 奨学生給付申請書
- (2) 在学証明書（大学）
- (3) 成績証明書（直近のもの）
- (4) 住所を証明する書類
- (5) 在留資格を証明する書類

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、応募者のうちから本法人の奨学生選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

2 理事会は、奨学生の採否を決定したときは、事務局が応募者に選考結果を通知するものとする。

（奨学生の給付）

第8条 奨学生は、原則として、毎月1か月分（当月分）を奨学生本人名義の口座へ送金して行うものとする。

（異動等の届出）

第9条 奨学生は、次の各号に該当する場合は、直ちに本法人に届出なければならぬ。

- (1) 休学、留年、停学、転学または退学の場合
- (2) 奨学生を辞退する場合
- (3) 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- (4) 奨学生の世帯主（扶養者）に変更（死亡、転居、改氏名等）があった場合
- (5) 第2条の資格を満たさなくなった場合
- (6) その他重要事項に変更が生じた場合

（奨学生の給付中止）

第10条 次の場合は、奨学生の給付を中止する。

- (1) 奨学生が停学、留年、転学、退学の場合
- (2) 第2条の資格を満たさなくなった場合
- (3) 奨学生が死亡した場合

2 前項の場合において、本人が本法人に届出なかったとき、又は届出が遅れたときは、前項の事由の発生時点に遡って奨学生の給付を中止し、当該時点

以後に給付した奨学生の返還をさせるものとする。

3 奨学生が次の各号に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学生の給付を中止することがある。

- (1) 奨学生が志望出願の際、事実を偽った場合
- (2) 品行不良である場合
- (3) 学業成績が著しく不良となった場合
- (4) 留年した場合
- (5) 留学の在留資格を喪失した場合
- (6) 疾病等のため修了の見込みがなくなった場合
- (7) 第9条に規定する書類を提出しない場合
- (8) その他前各号に準じると判断される場合

(転学の場合の取扱の例外)

第11条 前条第1項第1号の転学の場合において、転学先の学校長等を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定にかかわらず奨学生の給付を継続することができる。

(休学中の取扱)

第12条 奨学生が休学したときは、休学の翌月から奨学生の給付を停止する。

但し、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、休学中であっても奨学生の給付をすることができる。

2 前項により奨学生の給付を停止された者が復学する場合に、その者が本法人に奨学生給付の再開を申請したときは、本法人は、給付停止に至った事情や復学の経緯等を勘案し、当該申請者につき奨学生給付を再開するか否かを決定する。

(成績証明書の提出)

第13条 奨学生は、毎年度終了後1か月以内に、成績証明書を本法人へ提出しなければならない。ただし、卒業にあたっては、上記提出物の他、卒業届及び卒業証明書を提出しなければならない。

(奨学生の返還)

第14条 理事会は、第9条第1項第1号若しくは第10条に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学生の返還を求めることができる。

(個人情報の保護に関する方針)

第15条 本法人に応募した者及び奨学生の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の給付、奨学生との連絡、本法人が執り行う交流事業その他本法人の事業運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第16条 本規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、代表理事が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附 則

本規程は、本法人の設立の登記の日から施行する。

令和7年10月29日 追加（第4条）

修正（第5条、第6条）